解散公告（第二回）

当公社は、平成二十七年十二月二十五日千葉県知事の認可により解散したので、当公社に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十八年一月二十二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年一月二十五日

千葉県四街道市鹿渡無番地四街道市役所内

四街道市土地開発公社

清算人　武富　裕次

解散公告（第二回）

当組合は、平成二十七年十二月十四日東京都知事の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十八年一月四日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年一月二十五日

東京都稲城市東長沼二一一〇番地一

稲城押立第一土地区画整理組合

代表清算人　川﨑　昭弘

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十七年十二月十五日開催の責任役会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十八年一月二十二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年一月二十五日

愛知県刈谷市銀座三丁目五一番地

宗教法人称名寺

清算人　石川　貴浩

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十七年十二月二十二日大分地方裁判所中津支部の命令により解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十八年一月二十二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年一月二十五日

大分県宇佐市大字宮熊二二〇番地

宗教法人光明会

清算人　安藤　恭子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍秋田県横手市十文字町腕越字西原六四番地二一、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　佐藤　政文

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年一月二十五日

秋田県横手市平和町一―一五高橋ビル三階

京野垂日法律事務所

相続財産管理人　弁護士　遠藤　帥仁

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福島県喜多方市山都町蓬莱字中村四五七五番地、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　関口　敏彌

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年一月二十五日

福島県喜多方市熱塩加納町宮川字岩尾三二三五番地一

相続財産管理人　司法書士　倉茂　洋一

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都港区東麻布一丁目一〇番地、最後の住所千葉県船橋市芝山三丁目三〇番一一棟三〇八号

被相続人　亡　花澤　弘子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年一月二十五日

事務所千葉県船橋市前原西二丁目一三番一三号大塚ビル五階　牧野法律事務所

相続財産管理人　弁護士　圓山　豊

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍千葉県習志野市鷺沼一丁目二番、最後の住所千葉県佐倉市石川一三八番地八

被相続人　亡　杉田　勝利

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年一月二十五日

事務所千葉県佐倉市王子台一丁目二八番八号ちばぎん臼井ビル五階　守田法律事務所

相続財産管理人　弁護士　守田　和正

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神奈川県小田原市新屋二〇七番地一一、最後の住所神奈川県小田原市新屋二〇七番地の一一

被相続人　亡　北原　正見

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年一月二十五日

神奈川県小田原市本町一丁目一〇番二五号

アオバビル二階　西湘法律事務所

相続財産管理人　弁護士　石田　逸人

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神奈川県横須賀市安浦町一丁目一四番地、最後の住所本籍と同じ

被相続人　亡　森田　英夫

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年一月二十五日

神奈川県横須賀市久里浜四―一〇―一二

ヤマシチビル五階

相続財産管理人　弁護士　権田　理司

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都大田区羽田旭町二番、最後の住所横浜市金沢区富岡東一丁目二六番一―七〇二号

被相続人　亡　有川　幸則

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年一月二十五日

横浜市中区本町二―一〇横浜大栄ビル四階

相続財産管理人　弁護士　武藤　一久

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍山梨県笛吹市御坂町井之上一二七九番地一、最後の住所山梨県南都留郡富士河口湖町船津六六六三―一山梨県立はまなし寮

被相続人　亡　**坊**田東陽兒

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年一月二十五日

山梨県甲府市丸の内三丁目二〇番七号フォワードビル四階けやき通り法律事務所

相続財産管理人　弁護士　小澤　義彦

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍長野県上田市緑が丘三丁目七三六番地一二、最後の住所長野県上田市古里二〇五番地一四

被相続人　亡　岡田　**邦**宏

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年一月二十五日

長野県上田市上田原八〇五番地

相続財産管理人　倉澤健太郎

第11期決算公告

平成27年12月1日

さいたま市大宮区高鼻町1丁目25番地1

共栄建設株式会社

代表取締役　相馬　憲生

貸借対照表の要旨

（平成27年9月30日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	1,139,982	流動負債	892,149
固定資産	22,041	固定負債	167,299
有形固定資産	3,576	株主資本	102,576
無形固定資産	2,772	資本金	40,000
投資その他の資産	15,693	利益剰余金	62,576
		利益準備金	80
		その他利益剰余金	62,496
		（うち当期純利益）	(22,464)
資産合計	1,162,024	負債・純資産合計	1,162,024